

# 社団法人 日本鋼構造協会 定款

平成 2年 12月 28日 設立許可  
平成 11年 7月 5日 改正  
平成 14年 12月 20日 改正  
平成 22年 4月 1日 改正

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本鋼構造協会（英文名 Japanese Society of Steel Construction 略称 JSSC、以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本協会は、建築物及び河川、道路等の土木構造物に係る鋼構造（以下「鋼構造」という。）に関し調査研究及び技術開発を行い、鋼構造の普及と技術の向上を図り、併せて国際組織への協力等を行うことにより、住宅・社会資本の整備の促進に貢献し、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 鋼構造に関する調査研究及び技術開発
- (2) 鋼構造に関する規準等の作成
- (3) 鋼構造に関する技術水準の維持及び向上の指導
- (4) 鋼構造に関する国際組織への協力等
- (5) 鋼構造に関する研究発表会、講演会等の開催
- (6) 第1号及び第2号に掲げる事業に関する業務の受託
- (7) 鋼構造に関する会誌、図書の刊行等
- (8) 鋼構造に関する業績の表彰
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種 別)

第5条 本協会の会員は、次の5種とし、第1種正会員及び第2種正会員（以下「正会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 第1種正会員 鋼構造に関する事業を行うもので、本協会の目的に賛同して入会した法人
- (2) 第2種正会員 鋼構造に関する学識経験を有するもので、本協会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 準会員 鋼構造に関する研究又は実務を研鑽しているもので、本協会の目的に賛同して入会した第2種正会員以外の個人
- (4) 特別会員 鋼構造に関連する団体又は法人で、本協会の目的に賛同して入会したもの
- (5) 名誉会員 鋼構造に関し特に功績のあったもの又は本協会に特に功労があったもので、総

会において推薦されたもの

(入 会)

第6条 正会員、準会員及び特別会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 準会員及び特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退 会)

第9条 会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

理 事 24名以上29名以内  
監 事 2名又は3名

2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員（法人にあつては、代表者として権利を行使する者）の中から選任する。ただし、理事のうち2名以内は、正会員以外の者から選任することができる。

- 2 理事は互選により、会長及び副会長を選任する。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事会の承認を得て会長が選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

- 5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

#### (役員職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の常務を掌理する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、本協会の常務を処理し、専務理事に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて本協会の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 会計を監査すること。
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会若しくは理事会の招集を請求し又は総会若しくは理事会を招集すること。

#### (役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

#### (顧問)

第18条 本協会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、又は会長に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第4章 総会

#### (種別)

第19条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、第14条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員の表決権総数の過半数の出席がなければ開会することができない

(議決等)

第26条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員の表決権総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 正会員の表決権は、第1種正会員にあっては10個、第2種正会員にあっては1個とする。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をし

なければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種別及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の3分1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第6項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から4日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数等)

第34条 理事会には、第25条、第26条第1項、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 委員会

(委員会)

第35条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第37条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 本協会の経費は財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第39条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席正会員の表決権総数の3分の2以上の議決を経て、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の表決権総数の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第42条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の表決権総数の3分の2以上の議決を経、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

(特別会計)

第43条 本協会は、必要に応じ、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第44条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において正会員表決権総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第46条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 前項に規定する総会の決議は、正会員表決権総数の4分の3以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(残余財産の処分)

第47条 本協会が解散のときに有する残余財産は、総会において正会員表決権総数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局)

第48条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事及び監事の名簿
  - (4) 事業計画及び予算に関する書類
  - (5) 事業報告及び決算に関する書類
  - (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
  - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (9) 理事及び監事の履歴書
  - (10) 職員の名簿及び履歴書
  - (11) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第10章 雑則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 本改正定款は、社団法人ステンレス構造建築協会との合併の登記があった日から施行する。